

東京しごと塾事業支援金支給要綱

平成30年4月1日	30東しセ第11号
平成31年4月1日	31東しセ第26号
令和2年4月1日	2東しセ第8号
令和3年4月1日	3東しセ第50号
令和4年4月1日	4東し総セ第42号
令和5年4月1日	5東し総セ第84号
令和6年4月1日	6東し総セ第23号
令和7年4月1日	7東し総セ第57号
令和8年4月1日	8東し総セ第29号

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）が実施する東京しごと塾事業（以下「本事業」という。）の参加者（以下、「参加者」という。）に対し、東京しごと塾事業支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関して東京しごと塾実施要領（平成30年4月1日30東しセ第10号）に定めるもののほか必要な事項を定め、参加者の正規雇用化を促進することを目的とする。

(通則)

第2条 公益財団法人東京しごと財団が実施する本事業における支援金の支給については、この要綱に定めるところによる。

(支給対象)

第3条 本事業の支援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、都内中小企業等への就職を希望し、以下の(1)及び(2)のいずれにも該当する30歳以上54歳以下の者のうち、事前カウンセリングにおいて事業全体の説明・参加要件確認等を経た本事業の参加者とする。

なお、「正社員」とは、事業主に直接雇用され、事業主と期間の定めのない労働契約を締結し、就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給、又は昇格等の労働条件が明記されるなど長期雇用を前提とした待遇を受けている労働者をいう。

- (1) 正社員として就業していない者
- (2) 直近1年以内における正社員の職歴が合計6か月を超えない者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者から除く。

- (1) 雇用保険法第13条に規定する基本手当の受給資格を満たす者（ただし、同法に規定する所定給付日数の給付が終了した者を除く。）
- (2) 過去に本事業による支援金の支給を受けた者

(支給要件)

第4条 支援金の支給については、次の各号によるものとする。

- (1) 当該月の実践研修の日数の8割以上の日数を出席したことを確認したうえで、1か月について支援金を支給する。なお、各月について、出席日数が出席すべき日数の8割未満の場合は、当該月の支援金は支給しない。
- (2) 1日の時間数の2分の1以上の出席を以て1日の出席とみなす。
- (3) 支給金額は、実践研修1日につき日額5千円とする。
- (4) 支給対象日数は実践研修の出席日数とする。ただし、次の各号に掲げる日については支給対象日数とはならない。
 - ア オリエンテーション及びキャリアデザイン実施日
 - イ 実践研修の実施が予定されていたが未実施となった日
 - ウ その他理事長が別に定める日
- (5) 次の各号に掲げる欠席の場合は、当該日を出席すべき日数から除外する。
 - ア 参加者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)に基づく感染症に感染した場合
 - イ 自然災害等により職務実習を休止することが妥当と認められる場合
 - ウ 参加者が公の職務を執行する場合
 - エ その他理事長が認めた場合
- (6) 財団又は本事業の業務受託者(以下「事業者」という。)の責により、1日の途中で実践研修を終了した場合は、実施時間に係わらず1日実施したものとみなす。

(支給申請)

- 第5条 支給対象者は、東京しごと塾事業支援金支給申請書兼請求書(第1号様式)を作成し、出欠確認表(第6号様式)、口座振替依頼書(第7号様式)及び雇用保険の受給資格がないことなどの誓約書(第8号様式)を添付の上、翌月10日までに理事長あてに申請するものとする。
- 2 口座振替依頼書(第7号様式)及び雇用保険の受給資格がないことなどの誓約書(第8号様式)については、初回の支給申請時のみの提出とし、変更があった場合は再度提出するものとする。

(支給決定)

- 第6条 理事長は、第5条に規定する支給申請があった場合、その内容を審査し、支援金の支給を決定したときは、東京しごと塾事業支援金支給決定兼振込通知書(第2号様式)により申請者に通知する。
- 2 理事長は、支援金の不支給を決定したときは、東京しごと塾事業支援金不支給決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(申請の変更・撤回)

第7条 申請者は、支給申請から支給決定通知書受領までの間に、申請の変更又は申請の撤回を

するときは、遅滞なく東京しごと塾事業支援金申請変更・撤回届（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前条の規定により支給決定通知を受けた場合においても、支給決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に東京しごと塾事業支援金申請変更・撤回届（第4号様式）により申請の変更・撤回をする。

（支給決定の取消）

第8条 理事長は、申請者が次の各号に該当した場合は、当該決定を取消す。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の支給決定を受けた場合
- (2) 支給決定を受けた者が雇用保険の受給資格がないことなどの誓約書（第8号様式）若しくは暴力団等に該当しないことなどの誓約の内容に反したと認められることが判明した場合又は虚偽の申告であることが判明した場合

- 2 前項の規定による取消をした場合には、理事長は東京しごと塾事業支援金支給決定取消通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

（支援金の返還）

第9条 理事長は、前条の規定により支援金の支給決定を取消した場合において、既に支援金が支給されているときは、支援金の受給者に対し期限を定めてその返還を請求する。

（違約加算金及び延滞金の納付）

第10条 第8条の規定により支援金の支給決定を取消し、前条の規定により支援金の返還を請求したときは、支援金の支給を受けた者は当該請求に係る支援金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 前項において、支援金の返還を請求した場合において、支援金の支給を受けた者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 3 前各項に規定する年当たりの割合は、365日当たり（閏年を含む）の割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第11条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を請求した場合において、支援金の支給を受けた者の納付した金額が返還を請求した額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を請求した支援金の額に充てる。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第12条 第10条第2項の規定により延滞金の納付を請求した場合において、支援金の支給を

受けた参加者が返還を請求した支援金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(調査等)

第13条 理事長は、申請者に対し、本支援金支給に関する調査を行い、又は報告を求めることができる。

(助成事業の実施期間)

第14条 この要綱の施行の日から東京しごと塾事業の実施に係る出えん契約（平成30年4月1日付29産労総総第1162号）に基づく事業の終了日まで、又は同契約第4条に定める都の出えん金により財団が創設した基金の予算の全額が執行された日のいずれか早い時点までとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項があるときは、別途定めることができる。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

付属様式

第1号様式 東京しごと塾事業支援金支給申請書兼請求書

第2号様式 東京しごと塾事業支援金支給決定兼振込通知書

第3号様式 東京しごと塾事業支援金不支給決定通知書

第4号様式 東京しごと塾事業支援金申請変更・撤回届

第5号様式 東京しごと塾事業支援金支給決定取消通知書

第6号様式 出欠確認表

第7号様式 口座振替依頼書

第8号様式 雇用保険の受給資格がないことなどの誓約書

公益財団法人東京しごと財団 理事長 殿

住所

氏名

東京しごと塾事業支援金支給申請書兼請求書

東京しごと塾事業に係る支援金の支給について、下記のとおり申請します。

記

1 職務実習

実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
今回の支給申請にかかる期間	令和 年 月分
本事業による支援金受給の有無 (上記の実施期間を除く)	ある ・ ない

2 添付書類

提出書類	部数	備考
出欠確認表	1部	第6号様式
口座振替依頼書	1部	第7号様式
雇用保険の受給資格がないことなどの誓約書	1部	第8号様式

※1 支給申請は毎月1回必要です。

※2 「口座振替依頼書」及び「雇用保険の受給資格がないことなどの誓約書」は、初回の支給申請のみ提出します。ただし、変更があった場合は再度提出となります。

申請者氏名 様

公益財団法人東京しごと財団
理事長

印

東京しごと塾事業支援金支給決定兼振込通知書

年 月 日付で支給申請のあった東京しごと塾事業支援金について、
下記のとおり支給することを決定いたしましたので通知します。

記

1 支給金額

金 _____ 円（支出予定日 月 日）

2 受講状況等の調査及び報告

支援金の支給については、東京しごと塾事業支援金支給要綱に定めるところによる。また、支援金の支給を受けた者は、受講状況等についての調査及び報告を財団から求められた場合は、これに協力しなければならない。

3 申請の変更・撤回

支給申請後に申請の変更又は申請の撤回をするときは、東京しごと塾事業支援金申請変更・撤回届（第4号様式）を財団に遅滞なく提出しなければならない。

また、支給決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、東京しごと塾事業支援金申請変更・撤回届（第4号様式）により、当該通知受領後14日以内に申請の変更・撤回をすることができる。

4 支給決定の取消

（1）取消要件

次の各号に該当した場合は、当該決定を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により支援金の支給決定を受けた場合

イ 支給決定を受けた者が雇用保険の受給資格がないことなどの誓約書（第8号様式）若しくは暴力団等に該当しないことなどの誓約書の内容に反したと認められることが判明した場合又は虚偽の申告であることが判明した場合

(2) 支援金の返還

上記(1)の規定により支援金の支給決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を請求する。

(3) 違約加算金及び延滞金

ア 上記(1)の規定により支援金の支給決定を取り消し、上記(2)の規定により支援金の返還を請求したときは、当該請求に係る支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合は除く)を納付すること。

イ 上記(2)の規定により支援金の返還を請求した場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合は除く)を納付すること。

ウ 上記に規定する年当たりの割合は、365日当たり(閏年を含む)の割合とする。

(4) 違約加算金の計算

上記(3)のアの規定により違約加算金の納付を命じた場合ときは、納付した金額が返還を命じた額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を請求した支援金の額に充てる。

(5) 延滞金の計算

上記(3)のイの規定により延滞金の納付を請求した場合において、返還を請求した支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

第3号様式

文書番号
年 月 日

申請者氏名 様

公益財団法人東京しごと財団
理事長 印

東京しごと塾事業支援金不支給決定通知書

年 月 日付で支給申請のあった東京しごと塾事業支援金について、下記のとおり支給しないことと決定したので通知いたします。

記

1 不支給決定理由

第5号様式

文書番号
年 月 日

申請者氏名 様

公益財団法人東京しごと財団
理事長 印

東京しごと塾事業支援金支給決定取消通知書

年 月 日付で支給決定しました東京しごと塾事業支援金について、下記のとおり取消いたしましたので通知いたします。

記

1 支給決定取消理由

記入見本

出 欠 確 認 表

参加者氏名: 東京 太郎 実施期間: 令和8年 4月 1日から 令和8年 5月 31日 9時 30分から 16時 30分まで

月 日	参加者	出席時間及び欠席(遅刻・早退・中抜け含む)の理由(該当する番号を()内に記載) (理由 ①交通機関遅延 ②面接 ③認定日 ④体調不良 ⑤私用 その他:()内に直接理由を記載)				担当者
1 4月 1日	東京	計 3 時間	欠席の場合 時間: 9時 30分から 10時 30分まで 理由(①)	時間: 13時 00分から 15時 00分まで 理由(②)	飯田橋	
2 月 日		計 時間	欠席の場合 時間: 時 分から 時 分まで 理由()	時間: 時 分から 時 分まで 理由()		
3 月 日		計 時間	欠席の場合 時間: 時 分から 時 分まで 理由()	時間: 時 分から 時 分まで 理由()		
4 月 日		計 時間	欠席の場合 時間: 時 分から 時 分まで 理由()	時間: 時 分から 時 分まで 理由()		
5 月 日		計 時間	欠席の場合 時間: 時 分から 時 分まで 理由()	時間: 時 分から 時 分まで 理由()		
6 月 日		計 時間	欠席の場合 時間: 時 分から 時 分まで 理由()	時間: 時 分から 時 分まで 理由()		
7 月 日		計 時間	欠席の場合 時間: 時 分から 時 分まで 理由()	時間: 時 分から 時 分まで 理由()		
8 月 日		計 時間	欠席の場合 時間: 時 分から 時 分まで 理由()	時間: 時 分から 時 分まで 理由()		
9 月 日		計 時間	欠席の場合 時間: 時 分から 時 分まで 理由()	時間: 時 分から 時 分まで 理由()		
10 月 日		計 時間	欠席の場合 時間: 時 分から 時 分まで 理由()	時間: 時 分から 時 分まで 理由()		
11 月 日		計 時間	欠席の場合 時間: 時 分から 時 分まで 理由()	時間: 時 分から 時 分まで 理由()		
12 月 日		計 時間	欠席の場合 時間: 時 分から 時 分まで 理由()	時間: 時 分から 時 分まで 理由()		
13 月 日		計 時間	欠席の場合 時間: 時 分から 時 分まで 理由()	時間: 時 分から 時 分まで 理由()		
14 月 日		計 時間	欠席の場合 時間: 時 分から 時 分まで 理由()	時間: 時 分から 時 分まで 理由()		
15 月 日		計 時間	欠席の場合 時間: 時 分から 時 分まで 理由()	時間: 時 分から 時 分まで 理由()		
16 月 日		計 時間	欠席の場合 時間: 時 分から 時 分まで 理由()	時間: 時 分から 時 分まで 理由()		
17 月 日		計 時間	欠席の場合 時間: 時 分から 時 分まで 理由()	時間: 時 分から 時 分まで 理由()		
18 月 日		計 時間	欠席の場合 時間: 時 分から 時 分まで 理由()	時間: 時 分から 時 分まで 理由()		
19 月 日		計 時間	欠席の場合 時間: 時 分から 時 分まで 理由()	時間: 時 分から 時 分まで 理由()		
20 月 日		計 時間	欠席の場合 時間: 時 分から 時 分まで 理由()	時間: 時 分から 時 分まで 理由()		

(以下事務局使用欄)

上記の者が実践研修に_____日間、出席したことを確認しました。 書類による本人確認 <input type="checkbox"/> 実施事業者:	実施日数	日
	出席日数	日

事業責任者：

支給対象日数
(財団記入欄)

日

※ 月 日はオリエンテーション及びキャリアデザイン実施日のため支給対象外

口座振替依頼書

振込先金融機関	銀行 ・ 信用金庫 ・ 信用組合 ・ 農協			店 ・ 支店 ・ その他 ()
預金種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他 ()	口座番号	No. _____	
口座名義	※フリガナ _____ フリガナは振込手続きに必要ですので忘れずにご記入ください。			

公益財団法人東京しごと財団 理事長 殿

上記の口座に支払いを依頼します。

令和 年 月 日

〒

名義者住所(法人の場合は所在地)

氏名(法人の場合は名称及び代表者名)

第8号様式

雇用保険の受給資格がないことなどの誓約書

公益財団法人東京しごと財団 理事長 殿

東京しごと塾事業支援金支給要綱第5条の規定に基づく支援金申請を行うに当たり、当該申請者が雇用保険法第13条に規定する基本手当の受給資格を満たす者(ただし、同法に規定する所定給付日数の給付が終了した者を除く。)ではないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第8条の規定により支援金の支給決定の取消を受けた場合において、同要綱第9条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

年 月 日

住 所

氏 名
